高知県高等学校文化連盟規約

第1章　総　　則

（名称・事務局）

第１条　本連盟は、高知県高等学校文化連盟と称し、事務局を会長が委嘱する学校に置く。

（組　織）

第２条　本連盟は、県内の高等学校、盲・聾・養護学校高等部をもって組織する。

（目　的）

第３条　本連盟は、高知県高等学校における芸術文化活動の健全な発展を図ることを目的とする。

（事　業）

第４条　本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）高知県高等学校総合文化祭の開催

（２）全国高等学校総合文化祭への参加

（３）芸術文化に関する研修会・講習会・発表会・各種大会の開催及び高等学校の文化活動に関する調査研究

（４）その他目的達成に必要な事業

（部　会）

第５条　本連盟に、次の専門部を置く。

音楽、吹奏楽、演劇、美術・工芸、書道、写真、舞踊、放送、漫画、囲碁、将棋、茶道、新聞、

郷土芸能、文芸、軽音楽、小倉百人一首かるた、自然科学

第2章　役　　員

（役　員）

第６条　本連盟に次の役員を置く。

会長１名、副会長２名以上、理事長１名、監事２名、理事若干名

　（顧　問）

第７条　本連盟に、顧問を置くことができる。

２　顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

（役員の選出）

第８条　役員の選出は、次の方法による。

（１）会長及び副会長は、高知県高等学校長協会から推薦され、総会で承認を得たものとする。

（２）監事は、総会で選出する。

（３）理事長は、理事会において選出する。

（４）理事は、各専門部より選出された２名以上をもって充てる。

（役員の任務）

第９条　役員の任務は次のとおりとする。

（１）会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

（３）理事長は、理事会の決議に基づいて会務を掌握する。また、事務局を司る。

（４）理事は、本連盟の企画運営に参画するとともに、各専門部の運営にあたる。

（５）監事は、本連盟の会計を監査する。

（６）顧問は、会長の諮問に応ずる。

（役員の任期）

第１０条　役員の任期は、１年とする。但し、再任を妨げない。顧問については、特に定めない。

第３章　機　　関

（機　関）

第１１条　本連盟に次の機関を置く。

総会、理事会、専門部会

（総　会）

第１２条　総会は、本連盟の最高決議機関であり、すべての役員、事務局、及び各学校担当者をもって構成し、会長が招集する。

２　総会は、構成員の２分の１以上の出席をもって成立する。

３　総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

第１３条　総会は、次の事項を決定する。

役員の選出、規約の改廃、専門部の設置改廃、事業計画の承認、予算の議決、決算の承認、その他必要な事項。

（理　事　会）

第１４条　理事会は、会長、副会長、理事長、理事、及び事務局で構成し、会長が招集し、本連盟の会務を執行する。

（専門部会）

第１５条　専門部会は、各専門部の運営にあたり、必要な事項は高文連専門部細則に定める。

第４章　事　務　局

第１６条　本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局に、事務局長１名、事務局次長１名、庶務会計１名を置く。

３　事務局長は理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

４　事務局次長、庶務会計は理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

５　各学校に、本連盟の事務を処理するための高文連担当代表者１名を置く。

第５章　会　計

（経　費）

第１７条　本連盟の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

（会　費）

第１８条　会費は、生徒一人あたり年額６００円とする。

（会　計　年　度）

第１９条　本連盟の会計年度は、毎年４月１日から翌３月３１日までとする。

第６章　補　足

第２０条　本連盟において、分校は１校と見なす。

第２１条　本規約の施行についての細則は、総会の議決を経て別に定めることができる。

付　則

この規約は、平成７年４月１日から施行する。

１．平成９年６月６日一部改正施行する。（第５条）

１．平成１１年６月１日一部改正施行する。（第５条）

１．平成１２年６月６日一部改正施行する。（第１６条）

１．平成１４年４月２６日一部改正施行する。（第１８条）

１．平成１７年４月２８日一部改正施行する。（第５条・第１６条）

１．平成２５年４月２５日一部改正施行する。（第５条）

１．平成２８年４月２６日一部改正施行する。（第８条の（４）・第１８条）

１．平成２９年４月２５日一部改正施行する。（第５条）

１．平成３０年４月２６日一部改正施行する。（第６条の２・第８条の２）

１．令和３年４月２２日一部改正施行する。（第６条の１・第８条の４）